会　　長	事務局長	主　　幹	主　査	係	合　　議

令和８年第８回 湧別町農業員会総会議事録	
１．会　　期　　令和８年８月２１日（金）	１３時３０分　開会 １４時００分　閉会
２．場　　所　　上湧別コミュニティセンター　２階大会議室	
３．議　　件	
日　程　第　１	議事録署名委員の指名について
日　程　第　２	会期の決定について
日　程　第　３	諸般の報告について
日　程　第　４	議案第１号　現況証明願いについて
日　程　第　５	議案第２号　農地法第１８条第１項第２号の規定による合意解約について
日　程　第　６	議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
日　程　第　７	議案第４号　農地中間管理事業の促進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について

４．委 員 の 出 席 状 況 （出 席 委 員）			
１　小野　信一	２　長岡　清方		４　髙久　輝喜
５　植田　　光	６　澤口　久美	７　山崎　幸一	８　追永　直哉
	10　安藤　弘司	11　村上　拓也	12　井上　　靖
13　菊地　勇希	14　三澤　　実	15　千葉　　実	
17　北谷　昭一	18　藤井　和人	19　中原　秋美	20　和田　利弘
21　如澤　　厚	22　姉崎　淳一	23　花木　慶喜	
25　渡辺　健一			
５．欠　席　委　員			
3　松橋　　聡　　9　三品　雅敏　　16　秋葉　宏之			
24　井上　　豊			
６．事　　務　　局			
事務局長　　吉松　智弘　　主　　事　　石山　飛翔			

議　長	定刻になりましたので、ただいまから令和８年第８回湧別町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は、２１名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第７条の規定により、本総会は成立します。 日程第１、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第１４条の規定により、４番　高久委員及び５番　植田委員を指名します。 日程第２、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日１日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって会期は本日１日とすることに決定致しました。 日程第３、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。
事務局	令和８年７月２４日に開催されました、令和８年第７回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。 ８月３日　北見市　ホテル黒部において、オホーツク農業委員会連合会臨時総会が開催され、これに渡辺会長が出席しております。 本日、令和８年第８回湧別町農業委員会総会を開催しております。以上活動状況の報告といたします。
議　長	日程第４、議案第１号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	議案書２ページをご覧ください。 議案第１号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において３件提出されております。 内容を説明しますので議案書３ページをご覧ください。 その１、証明願出人・所有者は曙町　〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが緑町〇〇番〇〇　外１筆で地目は、公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外、合計面積は１，２０１㎡で利用状況は宅地です。申

	請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は三澤委員、北谷委員、小野委員です。 （別冊資料１ページにより位置説明） 続きまして、議案書４ページをご覧ください。 その２、証明願出人・所有者は西芭露　○○○○さんです。土地の所在ですが西芭露○○○番で地目は、公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外、面積は６３３㎡で利用状況は原野です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は井上豊委員、植田委員、長岡委員です。 （別冊資料２ページにより位置説明） 続きまして、議案書５ページをご覧ください。 その３、証明願出人・所有者は札幌市　○○○○さんです。土地の所在ですが開盛○○○番○　外１筆で地目は公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外、合計面積は１，２９４㎡で利用状況は宅地・原野です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は秋葉委員、村上委員、安藤委員です。 （別冊資料３ページにより位置説明） 以上で説明を終わります。
議　長	これから議案第１号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	（なしとの声）
議　長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。 日程第５、議案第２号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案書６ページをご覧ください。 議案第２号、農地法第１８条第１項第２号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第１８条第１項第２号の規定による合意解約を行い、同法第１８条第４項及び第６項の規定により通知があ

	ったので、農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において８件の合意解約が提出されております。 内容の説明をしますので、議案書７ページをご覧ください。 番号１番、利用権の設定をした者は札幌市　○○○○さん、利用権の設定を受けた者は曙町　○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、福島○○○番○　外１筆で合計面積は３９，０７１㎡です。利用権の期限は令和１０年１１月３０日までの１０年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和８年８月７日に合意解約に達したものでございます。 （別冊資料４ページにより位置説明） 番号２番、利用権の設定をした者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受けた者は西芭露　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露○○○番○　外７筆で合計面積は２４，０１９㎡です。利用権の期限は令和１１年８月２８日までの５年間として受けていましたが、譲渡先の変更により令和８年６月３０日に合意解約に達したものでございます。 （別冊資料５ページにより位置説明） 番号３番、利用権の設定をした者は南兵村三区　○○○○さん、利用権の設定を受けた者は南兵村三区　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地○○番○　外１筆で合計面積は１４，５００㎡です。利用権の期限は令和１０年１２月３１日までの１０年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和８年７月２１日に合意解約に達したものでございます。 （別冊資料６ページにより位置説明） 番号４番、利用権の設定をした者は南兵村三区　○○○○さん、利用権の設定を受けた者は旭川市　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○で面積は１０，８５６㎡です。利用権の期限は令和１１年１２月３１日までの１０年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和８年７月２１日に合意解約に達したものでございます。 （別冊資料７ページにより位置説明） 番号５番、利用権の設定をした者は遠軽町　○○○○さん、利用権の設定を受けた者は開盛　○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区○○○番○　外３筆で合計面積は１８，０１６．２０㎡です。利用権の期限は令和１６年１２月３１日までの１０年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和８年７月１８日に合意解約に達したものでございます。

	（別冊資料２２ページにより位置説明） 　番号６番、利用権の設定をした者は開盛　〇〇〇〇さん外１名で、利用権の設定を受けた者は開盛　〇〇〇〇です。利用権設定に係る土地の所在は、開盛〇〇〇番〇で面積は１７，５８６㎡です。利用権の期限は令和１６年１２月３１日までの１０年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和８年７月１８日に合意解約に達したものでございます。 （別冊資料８ページにより位置説明） 　番号７番、利用権の設定をした者は開盛　〇〇〇〇さんで、利用権の設定を受けた者は開盛　〇〇〇〇です。利用権設定に係る土地の所在は、開盛〇〇〇番　外５筆で合計面積は２４，７６２㎡です。利用権の期限は令和１６年１２月３１日までの１０年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和８年７月１８日に合意解約に達したものでございます。 （別冊資料８ページにより位置説明） 　続きまして議案書８ページをご覧ください。 　番号８番、利用権の設定をした者は開盛　〇〇〇〇さん外１名で、利用権の設定を受けた者は開盛　〇〇〇〇です。利用権設定に係る土地の所在は、開盛〇〇〇番〇　外１１筆で合計面積は５０，１２９㎡です。利用権の期限は令和９年１２月３１日までの１０年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和８年７月１８日に合意解約に達したものでございます。 （別冊資料１２・２３ページにより位置説明） 　以上で説明を終わります。
議　長	これから議案第２号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	（なしとの声）
議　長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

議　長	日程第６、議案第３号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案書９ページをご覧ください。 議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請について。農地法第５条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第５条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。 また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請者に交付することを決議するものであります。 内容の説明をしますので、議案書１０ページをご覧ください。 番号１番、譲渡人は中湧別北町　○○○○さん、譲受人は遠軽町○○○○さんです。土地の所在は中湧別北町○○番○○　外１筆で合計面積は７２６㎡です。転用目的は住宅建設のためであり、事業費は４３，４００，０００円です。 （別冊資料９ページにより位置説明） 議案書１１ページに今回の転用に係る審査表を掲載しております。 以上で説明を終わります。
議　長	これから議案第３号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	（なしとの声）
議　長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。 日程第７、議案第４号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案書１２ページをご覧ください。 議案第４号、農地中間管理事業の促進に関する法律第１９条第２項

	の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について。農地中間管理事業の促進に関する法律第１９条第２項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。 　また当該促進計画案に異存なき場合は公益財団法人北海道農業公社へ同法１８条第１１項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できるものとします。 　内容の説明をしますので、議案書１３ページをご覧ください。農地売買等事業(即売タイプ)による所有権移転になります。 　番号１番、所有権の設定をする者は北兵村一区　〇〇〇〇さん、所有権の設定を受ける者は北兵村一区　〇〇〇〇さんです。所有権設定に係る土地の所在は、北兵村一区〇〇〇番〇で面積は７，２３４㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年９月４日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１０月２０日となっており、売買価格は１，３０２，０００円です。 　（別冊資料１０ページにより位置説明） 　番号２番、所有権の設定をする者は南兵村三区　〇〇〇〇さん、所有権の設定を受ける者は南兵村三区　〇〇〇〇さんです。所有権設定に係る土地の所在は、屯田市街地〇〇番〇で面積は１２，３９８㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年９月４日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１０月２０日となっており、売買価格は２，７７９，０００円です。 　（別冊資料６ページにより位置説明） 　番号３番、所有権の設定をする者は旭川市　〇〇〇〇さん、所有権の設定を受ける者は南兵村三区　〇〇〇〇です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区〇〇〇番　外８筆で合計面積は４１，００８㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年９月４日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１０月２０日となっており、売買価格は６，１５１，０００円です。 　（別冊資料１１ページにより位置説明） 　番号４番、所有権の設定をする者は開盛　〇〇〇〇さん外１名、所有権の設定を受ける者は開盛　〇〇〇〇です。所有権設定に係る土地の所在は、開盛〇〇〇番〇　外３筆で合計面積は２３，２０６㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年９月４日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１０月２０日となっており、売買価格は３，２４８，０００円です。 　（別冊資料１２ページにより位置説明）

	続きまして、議案書１４ページをご覧ください。農地売買等事業(貸付タイプ)による所有権移転になります。 番号１番、所有権の設定をする者は川西　○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市　○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、川西○○○番　外７筆で合計面積は８８，９１９㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年９月４日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１０月３１日となっており、売買価格は８，８９１，０００円です。 （別冊資料１３ページにより位置説明） 番号２番、所有権の設定をする者は旭川市　○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市　○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番　外１１筆で合計面積は４７，０８７㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年９月４日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１０月３１日となっており、売買価格は９，４１７，０００円です。 （別冊資料１４ページにより位置説明） 番号３番、所有権の設定をする者は旭川市　○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市　○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○　外４筆で合計面積は４５，１０８㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年９月４日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１０月３１日となっており、売買価格は６，５５６，０００円です。 （別冊資料１５ページにより位置説明） 番号４番、所有権の設定をする者は旭川市　○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市　○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○　外２５筆で合計面積は１３７，６５７㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年９月４日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１０月３１日となっており、売買価格は２０，４１７，０００円です。 （別冊資料１６ページにより位置説明） 番号５番、所有権の設定をする者は旭川市　○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市　○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番　外１４筆で合計面積は６６，５６１㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年９月４日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１０月３１日となっており、売買価格は１３，９１２，０００円です。 （別冊資料１７ページにより位置説明）

	番号６番、所有権の設定をする者は南兵村三区　○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市　○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○で面積は１０，８５６㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年９月４日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１０月３１日となっており、売買価格は１，０２８，０００円です。 （別冊資料７ページにより位置説明） 番号７番、所有権の設定をする者は旭川市　○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市　○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○　外１筆で合計面積は１２，１６８㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年９月４日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１０月３１日となっており、売買価格は２，４３３，０００円です。 （別冊資料１８ページにより位置説明） 番号８番、所有権の設定をする者は旭川市　○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市　○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○　外２筆で合計面積は２１，８３７㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年９月４日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１０月３１日となっており、売買価格は４，３６７，０００円です。 （別冊資料１９ページにより位置説明） 続きまして議案書１６ページをご覧ください。 番号９番、所有権の設定をする者は旭川市　○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市　○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番　外５筆で合計面積は２８，９５４㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年９月４日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１０月３１日となっており、売買価格は４，３４３，０００円です。 （別冊資料２０ページにより位置説明） 番号１０番、所有権の設定をする者は南兵村一区　○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市　○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村一区○○○番○　外１筆で合計面積は５，４６７㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年９月４日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１０月３１日となっており、売買価格は５４７，０００円です。 （別冊資料２１ページにより位置説明）

	番号１１番、所有権の設定をする者は遠軽町　○○○○さん外１名、所有権の設定を受ける者は札幌市　○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村一区○○○番○　外２筆で合計面積は１５，２６８㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年９月４日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１０月３１日となっており、売買価格は２，２９０，０００円です。 （別冊資料２１ページにより位置説明） 番号１２番、所有権の設定をする者は遠軽町　○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市　○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村一区○○○番○　外３筆で合計面積は１８，０１６㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年９月４日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１０月３１日となっており、売買価格は２，８８２，０００円です。 （別冊資料２２ページにより位置説明） 番号１３番、所有権の設定をする者は開盛　○○○○さん外１名、所有権の設定を受ける者は札幌市　○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、開盛○○○番○で面積は１７，５８６㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年９月４日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１０月３１日となっており、売買価格は２，２８６，０００円です。 （別冊資料８ページにより位置説明） 番号１４番、所有権の設定をする者は開盛　○○○○、所有権の設定を受ける者は札幌市　○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、開盛○○○番　外５筆で合計面積は２４，７６２㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年９月４日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１０月３１日となっており、売買価格は３，３６６，０００円です。 （別冊資料８ページにより位置説明） 続きまして、議案書１７ページをご覧ください。 番号１５番、所有権の設定をする者は開盛　○○○○さん外１名、所有権の設定を受ける者は札幌市　○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、開盛○○○番○　外９筆で合計面積は２８，８８１㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年９月４日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１０月３１日となっており、売買価格は３，７５４，０００円です。 （別冊資料２３ページにより位置説明）

	続きまして、議案書１８ページをご覧ください。賃借権の一時貸付となります。 番号１番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は川西　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、川西○○○番　外３筆で合計面積は７８，９３１㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１３年７月１３日の５年間で、金額は年７８，９３０円です。 （別冊資料１３ページにより位置説明） 番号２番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は上芭露　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露○○○番○　外７筆で合計面積は２４，０１９㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１１年８月２８日の４年間で、金額は年８，８５０円です。 （別冊資料５ページにより位置説明） 番号３番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は計呂地　○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、計呂地○○○番　外９筆で合計面積は６０，０９５㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１３年６月９日の５年間で、金額は年３２，０３０円です。 （別冊資料２４ページにより位置説明） 番号４番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は計呂地　○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、計呂地○○○番　外８筆で合計面積は１３０，８６２㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１３年６月９日の５年間で、金額は年６１，９７０円です。 （別冊資料２５ページにより位置説明） 番号５番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は南兵村三区　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番で面積は５，９５６㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１３年７月１３日の５年間で、金額は年１１，９１０円です。 （別冊資料２６ページにより位置説明） 番号６番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は南兵村三区　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○　外２筆で合計面積は８，１４０㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１３年７月１３日の５年間で、金額は年１６，２８０円です。

	（別冊資料２７ページにより位置説明） 番号７番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は南兵村三区　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番　外１筆で合計面積は７，２７３㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１３年７月１３日の５年間で、金額は年１４，５４０円です。 （別冊資料２８ページにより位置説明） 番号８番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は富美　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○で面積は３，６３４㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１３年７月１３日の５年間で、金額は年５，４５０円です。 （別冊資料２９ページにより位置説明） 番号９番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は富美　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番　外３筆で合計面積は３０，１４１㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１３年７月１３日の５年間で、金額は年４３，７１０円です。 （別冊資料３０ページにより位置説明） 番号１０番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は富美　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○　外１筆で合計面積は１３，３４２㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１３年７月１３日の５年間で、金額は年１９，５１０円です。 （別冊資料３１ページにより位置説明） 番号１１番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は富美　○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番　外２筆で合計面積は２３，０００㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１３年７月１３日の５年間で、金額は年３４，５００円です。 （別冊資料３２ページにより位置説明） 番号１２番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は富美　○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番　外１筆で合計面積は３２，８２１㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１３年７月１３日の５年間で、金額は年４９，２３０円です。

	（別冊資料３３ページにより位置説明） 番号１３番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は富美　○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番　外２筆で合計面積は１１，６６６㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１３年７月１３日の５年間で、金額は年１７，４９０円です。 （別冊資料３４ページにより位置説明） 番号１４番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は富美　○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番　外１筆で合計面積は２３，０６８㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１３年７月１３日の５年間で、金額は年３４，６００円です。 （別冊資料３５ページにより位置説明） 続きまして議案書２０ページをご覧ください。 番号１５番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は富美　○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番　外１筆で合計面積は１７，３３１㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１３年７月１３日の５年間で、金額は年２５，９９０円です。 （別冊資料３６ページにより位置説明） 番号１６番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は富美　○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○で面積は２，２５９㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１３年７月１３日の５年間で、金額は年３，３８０円です。 （別冊資料３７ページにより位置説明） 番号１７番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は富美　○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○　外１筆で合計面積は３９，５６９㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１３年７月１３日の５年間で、金額は年５９，３５０円です。 （別冊資料３８ページにより位置説明） 番号１８番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は富美　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、富美○○○番　外３筆で合計面積は６０，４１８㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１３年７月１

	３日の５年間で、金額は年５６，９１０円です。 （別冊資料３９ページにより位置説明） 続きまして、議案書２１ページをご覧ください。賃借権となります。 番号１番、利用権の設定をする者は北見市　〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は計呂地　〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、計呂地〇〇〇〇番〇で面積は２，０２７㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１７年１１月３０日の１０年間で、金額は年８，０００円です。 （別冊資料４０ページにより位置説明） 番号２番、利用権の設定をする者は志撫子　〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は計呂地　〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、志撫子〇〇〇番〇　外５筆で合計面積は２４，９４７㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年９月４日から令和１７年１１月３０日の１０年間で、金額は年１０２，０００円です。 （別冊資料４１ページにより位置説明） 以上で説明を終わります。
議　長	これから議案第４号の議案について質疑を行います。 先に１４ページ４番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限により、１１番　村上委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 （村上委員退席）
議　長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	（なしとの声）
議　長	質疑なしと認めます。これから１４ページ４番について採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。１１番　村上委員の制限を解きます。暫時休憩します。 （村上委員着席）

議　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 次に１８ページ１番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限により、１９番　中原委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 （中原委員退席）
議　長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	（なしとの声）
議　長	質疑なしと認めます。これから１８ページ１番について採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。１９番　中原委員の制限を解きます。暫時休憩します。 （中原委員着席）
議　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 これから、議案第４号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委　員	議案書１８ページの２番について、賃貸期間が４年となっているが３年の誤りではないか
事務局長	本件は阿部氏から保有合理化の５年事業を継承する形となっており、始期は令和６年１１月のため今回２年目となりますが、令和１１年８月までの契約となることから４年と表記しております。
議　長	他質疑ございませんか。
委員一同	（なしとの声）
議　長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）

議　長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。 総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで令和８年第８回湧別町農業委員会総会を閉会します。 閉　会　　１４時００分 この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。 議　　長 署名委員 署名委員